

産業廃棄物税に関する検討報告書

令和 7 年 1 月

福島県地方税制等検討会

(はじめに)

本検討会は、従来、税に関する課題について「地方分権時代にふさわしい税制のあり方」などの観点から検討を行い、課題を整理してきた。

本検討会の制度を経て、平成１８年度に施行された産業廃棄物税は、令和７年度末で施行後２０年となり、福島県産業廃棄物税条例（平成１７年条例第４号）附則第１２項「令和７年度末を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」に規定される施行状況の検討時期を迎える。

今後の産業廃棄物税の在り方については、県からの諮問を受けた福島県環境審議会において、産業廃棄物税を活用した取組の継続が県民より求められているとの考えに基づき、一定期間（５年程度）を目安として必要な見直しを行うこととして、現在の税制度を引き続き、継続していくことが適当であるとの中間とりまとめが本年９月になされたところである。

本検討会では、環境審議会の中間とりまとめについて税制面からの検討依頼を受けたことから、本年１１月に税制面からの専門的な検討を行った。以下、検討の結果について報告する。

【産業廃棄物税についての検討結果】

1 主な論点についての検討結果

環境審議会の中間とりまとめにおいては、税制面での問題等の指摘はなかったため、本検討会としては、産業廃棄物税の基本的な項目について改めて検討を行った。

項目は、以下の4項目である。

(1) 「課税方式」

〈現行〉納税義務者：県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

〈現行〉課税標準：県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(2) 「税率」

〈現行〉 1, 000円／トン

(3) 「徴収方法」

〈現行〉 最終処分業者特別徴収方式

(4) 「課税の特例」

〈現行〉・産業廃棄物の排出事業者が、自社の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、その重量の2分の1を課税標準とする特例（以下、「自社最終処分特例」という。）

・排出事業者の最終処分場への年間搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分について2分の1を課税標準とする特例（以下、「特例納付」という。）

検討結果は、以下記載のとおりである。

(1) 「課税方式」

(検討内容)

課税方式については、中間とりまとめにおいて「制度導入後18年以上が経過し、納税状況についても、公平かつ確実に徴収され、滞納もないことなどから、制度自体は既に定着していると言える。さらに、見直しが必要となる大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式を継続すること

が適当であると考え。」としている。

これらについて、本検討会委員からは、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

(2)「税率」について

(検討内容)

税率については、中間取りまとめにおいて「現時点で、産業廃棄物税を導入している全27道府県等で1トン当たり1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き現行の税率を継続することが適当であると考え。」としている。

これについて、本検討会委員からは、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

(3)「徴収方法」について

(検討内容)

徴収方法については、中間とりまとめにおいて「最終処分場の設置者を特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」であり、本県を含む25都道府県で採用されている。「最終処分業者特別徴収方式」は、賦課徴収に係る事務作業や不申告・不正確な申告に対する税務調査に要する時間・経費等（徴税コスト）を抑えられることや、税収の安定化を図ることが可能である。制度導入後18年以上が経過し、納税状況についても、公平かつ確実に徴収され、滞納もないことなどから、制度自体は既に定着していると言える。」としている。

これについて、本検討会委員からは、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

(4)「課税の特例」について

ア 自社最終処分特例

(検討内容)

自社最終処分特例については、中間とりまとめにおいて「自社処分事業者がこのように排出者の責任を果たしている状況は、現在も同様である。」、「同事業者への聞き取り調査では、最終処分量の削減に取り組んでいることについて説明がなされており、前回の在り方検討時である令和元年度、または産業廃棄物税制度の始まった平成18年に比べ、最終処分量が減少したと回答している。」及び「引き続き、自社処分事業者に対して更なる最終処分場を確保し、排出事業者責任による多額の投資や努力により自社処分場を確保し、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮して設けられたこの制度の趣旨を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考え。」としている。

これについて、本検討会委員からは、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

イ 特例納付

(検討内容)

特例納付については、中間とりまとめにおいて「特例納付事業者の多くは、社会基盤を支える発電事業者であり、その事業活動は社会情勢や気候などに左右されるため、発電により発生する産業廃棄物（石炭灰等）の量を自らがコントロールすることが難しいことから、増税による埋立量削減のインセンティブとなりにくい。」、「同事業者に対して実施したヒアリング調査では、各社から再生利用による最終処分量の削減に取り組んでいるが、リサイクル

先の確保など更なる削減には課題があり難しいため、特例納付制度の継続について要望があった。」及び「円安が続き、物価高騰に拍車をかけていることも踏まえ、増税となる特例納付制度の廃止は各事業者の経営状況に影響を与えるだけでなく、新型コロナウイルス感染症による地域経済・社会への影響等は小さくなったものの、電気料金の値上げなど社会的・経済的に広く影響が及ぶ可能性がある。」としたうえで、令和２年度の本検討会検討報告書に記載の問題提起に関して「引き続き特例納付事業者に対して最終処分量の削減を促しつつ、特定の納税者に高額な税負担がかからないように設けた制度創設時の趣旨や負担者の理解を求める法定外目的税の趣旨、円安・物価高騰が続く地域経済や社会への影響等を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考え。」としている。

これについて、本検討会委員からは、産業廃棄物の排出抑制や再生利用の推進などのための経済的手法として導入された本税の趣旨と当該特例は相容れないこと、本税の負担が特例納付事業者の経営状況を圧迫しているのか十分な検証が必要であること及び本県と同様に大量排出事業者への特例を適用している他の道府県は１県のみであり、前記の自社最終処分特例と併用している事例はないことから、現時点での改正が困難としても、段階的に縮小あるいは最終的には廃止を見据えた検討を行うべきである旨の意見が述べられた。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、納税義務者の経営状況・排出抑制に関する状況等を踏まえながら、将来的に、特例の段階的縮小あるいは廃止を含む抜本的な見直しを検討すべきと考える。

なお、特例の見直しにおいて、「著しく過重な住民負担」にあたるかどうかは、税額・税収割合だけでなく、担税力や受益度合の観点から総合的に判断すべきとの意見、平成 27 年度以降の検討報告書の内容を踏まえ、速やかに特例を廃止するか、又は排出事業者の公共性に鑑みた見直しを図るべきとの意見があったことを申し添える。

以 上